

(令和7年度)

県営住宅募集のご案内

募 集 月 及 び 郵送申込受付期間	募 集 月	受 付 期 間
	1次募集 令和7年 5月	5月1日から13日
	令和7年 6月 ※5月の2次募集	6月2日から10日
	1次募集 令和7年 8月	8月1日から12日
	令和7年 9月 ※8月の2次募集	9月1日から 9日
	1次募集 令和7年11月	11月4日から12日
	令和7年12月 ※11月の2次募集	12月1日から 9日
	1次募集 令和8年 2月	2月2日から10日
	令和8年 3月 ※2月の2次募集	3月2日から10日
	上記受付期間外の郵便局の消印のあるものは無効です。 【注】申込みハガキには、85円切手を2枚貼ってください。	
抽選会（公開）	<ul style="list-style-type: none">● 1次募集の抽選会の日時・場所は、別紙「県営住宅入居者募集一覧」をご覧ください。● 2次募集の際は、和歌山県住宅供給公社よりご連絡いたします。	

※2次募集：1次募集で応募がなかった住戸について募集を行います。

【ご相談いただくときのお願い】

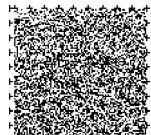
申込資格の有無や申込区分の種別等の判定は、入居抽選当選後に全ての書類を提出していただいて初めて確定しますので、それらの書類を確認するまでは最終的な判定はできません。

ご相談の段階では口頭や一部の書類だけでご質問いただくことが多いため、入居資格審査時に提出された書類の内容によっては判定が変わる場合もございますのであらかじめご承知ください。

お問い合わせ

和歌山県住宅供給公社 県営住宅グループ

和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル1F 電話 073 (425) 6885
FAX 073 (422) 0733



県営住宅は

住宅に困っている低所得者の方々のために建てられた賃貸住宅です。
このため、他の民間賃貸住宅とは異なり、公営住宅法や和歌山県営住宅条例
などに入居者資格が定められており、いろいろな制限があります。
この「募集のご案内」をよくお読みいただき、お申し込みください。

目 次

1 申込みの無効・失格・注意事項について	1
2 申込みから入居まで	2
3 申込資格等について	4
4 募集時期・受付・選考・入居等について	14
5 月収額の計算のしかた	18
6 月収額の計算例	24
7 家賃の額	25
8 控除額について	26
9 申込書の記入例	27
10 県営住宅管理一覧	29
11 県営住宅に関する問合せ先・申込書送付先	32
県営住宅入居者募集一覧	別紙

1. 申込みの無効・失格・注意事項について

申込みの無効・失格

次のような場合は申込みを無効とします。

申込みを受け付けた後、当選しても入居資格審査により失格となることがあります。

- ① 申込書に不実の記載があったとき。
- ② 申込書に必要事項が記載されていないとき。
- ③ 入居申込資格がないとき（4～7ページ参照）。
 - (例1) 単身での申込資格がないのに、単身申込みした場合。
 - (例2) 単身申込不可県営団地に単身で申し込んだ場合。
- ④ 両親の片方との同居や友人等の寄合世帯など、家族を不自然に分割して申し込むことは、原則としてできません。
 - (例1) 今回入居しようとする方以外の人に扶養されている者が含まれている場合の申込み。
 - (例2) 祖父母と扶養関係のない孫との申込み。
 - (例3) おじ・甥・いとこ等との申込み。
 - (例4) 夫婦（パートナーシップ関係にある方を含みます。）どちらか一方のみの申込み。
- ⑤ 同時期に複数の県営団地に重複申込みをしたとき及び同一団地に2通以上の申込みをしたとき。

その他の注意事項

- ① 入居のとき、申込書に記載した方全員が同時に入居できることが必要です。申込み後同居親族に変更があった場合は失格になることがあります。
- ② 婚姻予定者（入居可能日までに入籍その他婚姻関係における共同生活に類する共同生活（異性間・同性間を問いません。以下「事実婚」といいます。）を開始することが確実な方）は、入居資格審査時に婚約等証明書（双方の父母その他関係を証明できる方の証明）や、和歌山県等のパートナーシップに関する制度による証明の写しの添付が必要です。
- ③ 入居を希望する団地の周辺環境は、事前に必ず確認しておいてください。
- ④ 入居前のお部屋の内覧や入居する部屋の指定はできませんので、あらかじめご了承ください。

個人情報の保護について

和歌山県では、個人情報を適正、かつ安全に取り扱うため、次のような措置を講じるとともに、漏えいや滅失に対する防止について細心の注意をはらいます。

- ① 収集の制限
あらかじめ取り扱う目的を明らかにしたうえで、原則として本人から収集します。
- ② 利用及び提供の制限
事務の必要性から収集した個人情報は、目的外には利用、提供しません。
- ③ 適正な管理
保有する個人情報は、正確かつ最新の状態に保つように努め、漏えいや滅失に対する防止について細心の注意をはらいます。また、収集しました個人情報については返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

2. 申込みから入居まで

1次募集の申込書を郵送

令和7年5月募集	5月13日 消印有効
令和7年8月募集	8月12日 消印有効
令和7年11月募集	11月12日 消印有効
令和8年2月募集	2月10日 消印有効

2次募集の申込書を郵送

令和7年6月募集（※5月の2次募集）	6月10日 消印有効
令和7年9月募集（※8月の2次募集）	9月9日 消印有効
令和7年12月募集（※11月の2次募集）	12月9日 消印有効
令和8年3月募集（※2月の2次募集）	3月10日 消印有効

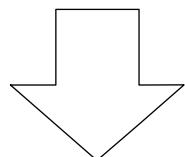
◎申込みは、1世帯につき1通に限ります。

◎指定の申込書をご使用ください。

◎希望される団地の周辺環境は申込者の方で確認してください。

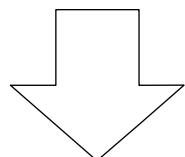
◎必要な事項が記入されていない申込書は、受付できませんので、返送させていただきます。

*記入もれのないようご注意ください。

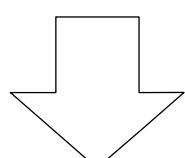


申込書の受付

申込書は郵送のみの受付となります。

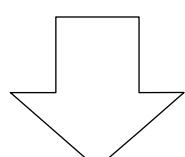


抽選番号のお知らせ



公開抽選会

(※2次募集での応募が1倍以下の場合は、抽選会を行いません。)



抽選結果のお知らせ

落選通知

当選通知

2次募集について

◎1次募集で応募がなかった住戸について募集を行います。

◎2次募集団地の詳細については、和歌山県住宅供給公社のホームページでご確認ください。

[和歌山県住宅供給公社]

◎募集月の受付期間外の郵便局の消印のあるものは無効です。

◎申込書の記載状況を確認します。

【注】申込締切日の投函は、時間帯により翌日の消印となる場合がありますので、特にご注意ください。

【注】持参による受付は行っておりません。

◎申込書についているハガキを使用して抽選番号をお知らせします。

【注】申込書を郵送していただく際、ハガキに85円切手を必ず貼ってください。

【注】85円切手を2枚貼ってください。

◎必ずしも参加する必要はありません。

◎抽選会の見学はどなたでもできます。

◎当選者・補欠者・落選者を決定します。

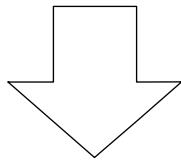
◎補欠者については、当選者が無効、失格、辞退となった場合、補欠順位に基づき順次ご連絡します。ただし、補欠者は入居当選者がすべて入居した時点で落選と同じことになり、入居の権利はなくなります。

※1次募集の抽選会の日時・場所は、別紙「県営住宅入居者募集一覧」をご覧ください。

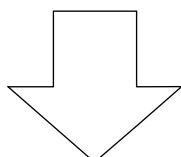
◎抽選結果は、抽選会当日の会場に掲示します。

◎抽選結果は、申込書についているハガキを使用してお知らせします。

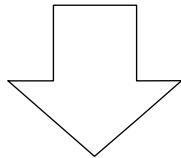
【注】申込書を郵送していただく際、ハガキに85円切手を必ず貼ってください。



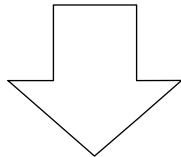
入居資格審査のご案内



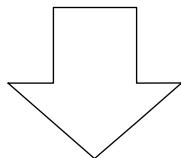
入居資格審査



入居説明会



鍵 渡 し



入 居

◎当選された方を対象に必要書類を提出していただき、
入居資格審査を行います。

◎必要書類の内容・審査日時等については、当選者に改
めてお知らせします。

【注】入居申込資格のない方又は入居申込資格が確認
できない方は、失格となりますので県営住宅に入
居できません。

◎入居資格審査に合格されてはじめて入居決定者となり
ます。

【注】入居資格審査時に必要書類を提出できない方は、
失格となる場合がありますのでご注意ください。

◎県営住宅入居者決定通知書及び入居のご案内、その他
書類をお渡しします。

◎入居説明会を実施します（請書の提出・敷金の納付等
入居に必要な手続きを鍵渡しの日までに行っていただ
きます。）。

◎事前に鍵渡しの日時等について連絡します。

◎入居の手続き（請書の提出及び敷金の納付）を完了され
た方に鍵をお渡しします。

【注】入居手続きを完了されない方は失格となります。

◎入居可能日通知書を郵送します。

◎入居可能日から14日以内に入居していただきます。

◎入居後、家族全員が記載されている住民票、県営住宅
入居届出書を提出していただきます。

県営住宅募集

- 1次募集は、別紙「県営住宅入居者募集一覧」のとおり募集します。
- 2次募集は、和歌山県住宅供給公社のホームページに掲載します。
- 申込みは、1世帯につき1通に限ります。同時に複数の県営団地に重複申込みをしたとき及び同一団地に2通以上申込みをした場合は、失格となります。

3. 申込資格等について

(1) 申込資格

一般世帯

県営住宅に応募される方は、次のア～キのすべての条件を満たしている必要があります。

ア 同居又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含みます。）（以下「同居親族」といいます。）があること。

友人等との寄合世帯、他に扶養義務者のある祖父母、親、兄弟、姉妹を同居者としたり家族を不自然に分割して申し込むことはできません。

また、事実婚関係については、住民票や和歌山県等のパートナーシップに関する制度による証明などで確認できる場合に限ります。

なお、婚約（事実婚を含みます。）で入居申込みをされる方については、入居可能日までに確実に入籍又は事実婚による共同生活を開始し、入居できることが条件です。

（※申込み時に、単身で出産を予定されている方は、単身世帯となります。）

イ 申込世帯全員の合計所得による計算後の月収額が、158,000円以下であること。

- 18ページ～25ページの月収額の計算にあてはめて、収入基準に合うか確かめてください。
- 計算後の月収額が158,000円を超える方でも、「裁量世帯」に該当する方は、計算後の月収額が214,000円以下であれば申込みができます。

※「裁量世帯」の詳しい説明については、8ページをご覧ください。

ウ 現在、住宅に困窮している方

本人及び同居者の所有する住宅（共有持分のある方も含む。）がないこと。また、現在公営住宅に居住している方は原則として申込みをすることができません。

持ち家の方は、原則として入居資格審査時までに本人及び同居者以外の方に所有権移転登記を完了できる方でないと申込みできません。

エ 過去において、申込み世帯全員が県営住宅の家賃等を滞納していないこと。

オ 外国人については、在留カードまたは特別永住者証明書を有していること。

観光目的等による一時滞在者は申込みできません。

カ 申込者および同居人が暴力団員※注でないこと。

※注 暴力団員：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

キ 申込者本人が成人であること。

申込者本人が未成年の場合は、原則として保護者又は後見人の同意があれば申し込むことができます。（家族を不自然に分割して申し込むことはできません。）

単身者世帯①

一般世帯の申込資格の要件（アを除く。）を備え、かつ、次の①～⑫のいずれかに該当する単身者の方は、2DK・2LDK・2DK+Sの間取り又は住戸専用面積が55m²未満の募集団地について単身入居の申込みをすることができます。ただし、家族を不自然に分割して申し込むことはできません。また、身体上著しい障害はあるが、常時の介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められる方は、単身入居の申込みをすることができない場合があります。

対象世帯	世帯要件
① 高齢者	年齢が60歳以上の方
② 身体障害者	身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が <u>1級から4級まで</u> の方
③ 精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が <u>1級から3級まで</u> の方
④ 知的障害者	療育手帳の交付を受け、その障害の程度が <u>A1からB2まで</u> の方
⑤ 戦傷病者	戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が <u>特別項症から第6項症までと第1款症</u> の方
⑥ 原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
⑦ 生活保護を受けている方	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者
⑧ 中国残留邦人等に係る支援給付を受けている方	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」といいます。）第14条第1項に規定する支援給付（同法改正法附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている方
⑨ 海外からの引揚者	海外からの引揚者であることの証明書の交付を受けており、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方。ただし、中国残留邦人等支援法第2条第3項及び第6条第1項に規定する方（以下「中国残留邦人等」といいます。）を除きます。
⑩ ハンセン病療養所に入所者等に該当する方	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する方
⑪ 配偶者からの暴力に係る被害者	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第2項に規定する被害者で、次のいずれかに該当する方 ■同法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は同法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方 ■同法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方
⑫ 東京電力原子力事故被災者	東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律第8条第1項に規定する支援対象地域に平成23年3月11日時点で居住していた方 ■平成23年3月11日時点で居住していた市町村の居住実績証明を受けられる方

詳しくは、住宅供給公社（TEL 073-425-6885 FAX 073-422-0733）までお問い合わせください。
 ※年齢は申込期間の最終受付日現在の年齢とします。

単身者世帯②

下記の県営住宅については、一般世帯の申込資格の要件（アを除く。）を備えていれば単身入居の申込みをすることができます。これらの県営住宅については間取りに関係なく単身入居の申込みが可能です。ただし、家族を不自然に分割して申し込むことはできません。また、身体上著しい障害はあるが、常時の介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められる方につきましては、単身入居の申込みをすることができない場合があります。

団地名	住所	戸数	エレベーター	駐車場	主要間取り	
川永(17～24号)	和歌山市島51-2	160	一部有り	有	2DK 3DK	DK5 和4.5 洋6 DK8.7 和4.5 洋5・6
延時	和歌山市延時130	110	無	有	3DK	DK7.7 和6・6 洋4.5
三葛	和歌山市三葛484-1	110	無	有	3DK	DK7.7 和6・6 洋6
野上	紀美野町小畠834-56	24	無	有	3DK	DK5 和6・6 洋4.5
小畠	紀美野町小畠570-1	30	無	有(町営)	3DK	DK7.5 和6・6 洋5
鴨沼(6号棟)	岩出市吉田392-8	15	無	一部	2LDK 3LDK	LDK9 和6 洋6.5 LDK9 和6 洋5.5・6.5
千旦(10号棟)	和歌山市称宜1341-3	60	有	一部	2LDK 3LDK	LDK8.8 和6 洋6 LDK8.8 和6 洋6・6
糸我	有田市糸我町西53	56	無	有	3DK	DK6 和6・4.5 洋5
糸野	有田川町糸野398-2	24	無	有	3DK	DK4 和6・6・4.5
御殿場	湯浅町山田1916-1	40	無	有	3DK	DK7.7 和6・6 洋4.5
港	有田市港町793-10	70	無	有	3DK	DK7.7 和6・6 洋5
吉原	有田川町吉原343-1	24	無	有	3DK	DK7.7 和6・6 洋5
みゆきつじ	橋本市御幸辻41-3	24	有	有	2LDK 3LDK	LDK9.5 和6 洋8 LDK9 和6 洋5.5・5.5
日置	白浜町日置2041-4 他	48	無	有	3DK	DK4 和6・6・4.5
内ノ浦	田辺市新庄町3042-44	88	無	有	3DK	DK6 和6・6・4.5
阪田	白浜町阪田37-10 他	48	無	有	3DK	DK4 和6・6・4.5
鮎川	田辺市鮎川2596-3	24	無	有	3DK	DK6 和6・6 洋5
鮎川第二	田辺市鮎川597-95	40	無	有	3DK	DK7 和6・6 洋5
栗栖川	田辺市中辺路町栗栖川742-5	24	無	有	3DK	DK6 和6・6 洋5.5
椿	白浜町椿 1061-7	30	有	有	3LDK	LDK12.5 和6・6 洋4
中芳養	田辺市中芳養2117-4	48	無	有	3LDK	LDK8 和6・6 洋5
出雲	串本町出雲1061-3	32	無	有	3DK	DK7.7 和6・6 洋5
すさみ	すさみ町周参見2338-2	24	無	有	3DK	DK7 和6・6 洋5
宇久井	那智勝浦町宇久井498-1	56	無	有	3DK	DK6 和6・6 洋5

身体障害者向住宅

一般世帯の申込資格の要件（アを除く。）を備え、かつ、次の①、②いずれかに該当する方に限られます。身体障害者向住宅については、間取りに関係なく単身入居の申込みが可能です。ただし、家族を不自然に分割して申し込むことはできません。また、身体上著しい障害はあるが、常時の介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められる方につきましては、単身入居での申込みをすることができない場合があります。

- ①身体障害者手帳の交付を受けている方で、肢体・視覚・聴覚それぞれの障害の程度が1級から4級までのもの
- ②戦傷病者手帳の交付を受けている方で、恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症までのもの

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）

一般世帯の申込資格の要件（アを除く。）を備え、かつ、次の①～③いずれかに該当する方に限られます。

なお、単身で申し込まれる方で、身体上著しい障害はあるが、常時の介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められる方につきましては、申込みすることができない場合があります。

- ① 60歳以上の単身の方
- ② 高齢者（60歳以上）のみからなる世帯
- ③ 夫婦（事実婚を含みます。）のみの世帯で夫婦いずれか一方が60歳以上であること

◆ 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）について

- 高齢者に対する生活指導、相談、緊急対応などを行う、生活援助員（L S A）を配置しています。
- 急病などの非常時に備えた緊急通報システムを設けています。
- 高齢者に対する安全性や使いやすさを考慮した設備（浴槽、トイレに手すり設置）を設けています。
- 一般向住宅と各階で混在するため、若年者の方等と隣人として近くに住むことができます。

◆ 生活援助員（L S A）について

- 入居者の生活指導や相談に応じます。
- 入居者の安否を確認します。
- 一時的な家事の援助をします。
- 緊急時に病院、消防署などへ連絡します。

※生活援助員は、介護のためのホームヘルパーではありません。

※上記のサービスを受けるために下記の費用負担が必要です。

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）費用負担基準

世 帯 区 分	入居者負担額（一ヶ月当り）
生活保護法による被保護世帯	0円
生活中心者の前年所得税非課税世帯	0円
生活中心者の前年所得税年額9,600円以下の世帯	1,500円
生活中心者の前年所得税年額9,601円以上32,400円以下の世帯	2,600円
生活中心者の前年所得税年額32,401円以上42,000円以下の世帯	3,800円
生活中心者の前年所得税年額42,001円以上の世帯	4,900円

◆ 緊急通報システムについて（固定電話（NTTアナログ回線に限る。）を引いていないとシステムの利用が一部制限されますので、必ずご用意ください。

1. 室内センサー等や押しボタンで緊急発信ができるようにしています。
2. 生活相談室内に警報受信機を設置しています。
3. 生活援助員（L S A）が休日及び夜間等不在時は、緊急通報用電話機によりバックアップ施設等に電話転送します。※固定電話を引いていないと、電話転送が不可となり、生活援助員が不在時、急病などの緊急対応ができません。

◆ 現在、川永団地1号棟（和歌山市島）の一部に設置した、シルバーハウジングのみ募集しています。

◆ 詳しくは、和歌山市地域包括支援課（代表073-432-0001 直通073-435-1197）にお問い合わせください。

(2) 被災された方について

被災市街地復興特別法第21条に規定する被災者（災害により住宅が損壊した人）の方に加え福島復興再生特別措置法第21条に規定する被災者の方につきましては、災害により、住宅が損壊していくなくても一般世帯住宅の申し込み資格の要件（オ・カ・キ）を満たせば申し込むことができます。

(3) 裁量世帯について

(1) 下記の①～⑩に該当する世帯の方は、申込資格イに定める計算後の月収額が158,000円を超え、214,000円以下の方でも、一般世帯向け入居申込みができます。

対象世帯	世帯要件
① 高齢者世帯	■申込者本人及び同居親族がすべて60歳以上の世帯 ■申込者本人が60歳以上で同居親族が18歳未満からなる世帯
② 身体障害者世帯	申込者本人又は同居親族に、身体障害者手帳 <u>1級から4級までの交付を受けた方がいる世帯</u>
③ 精神障害者世帯	申込者本人又は同居親族に、精神障害者保健福祉手帳 <u>1級又は2級の交付を受けた方がいる世帯</u>
④ 知的障害者世帯	申込者本人又は同居親族に、知的障害の程度が <u>重度（A1、A2）又は中度（B1）</u> と判定された方がいる世帯
⑤ 戦傷病者世帯	申込者本人又は同居親族に、戦傷病者手帳の交付を受けている方でその障害の程度が <u>特別項症から第6項症まで又は第1款症</u> の方がいる世帯
⑥ 原子爆弾被爆者世帯	申込者本人又は同居親族に、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
⑦ 引揚者世帯	申込者本人又は同居親族に、海外からの引揚者であることの証明書の交付を受けている方で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方（中国残留邦人等を除きます。）がいる世帯
⑧ ハンセン病療養所入所者等世帯	申込者本人又は同居親族に、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する方がいる世帯
⑨ 子育て世帯	同居親族に15歳に達する日以後の最初の4月1日までの間にある子どものいる世帯
⑩ 新婚世帯	夫婦共に40歳未満で婚姻の届出日から2年以内、事実婚を含みます。

※年齢は申込期間の最終受付日現在の年齢とします。

(4) 優先抽選について

申込み資格のア～キの要件（単身者世帯にあってはアを除く。）を満たし、かつ、次の①～⑧の条件のいずれかを満たす世帯の方は、入居者の選定について優先的な取扱いを受けることができる場合があります。具体的には、選定において優先枠と一般枠の2回の抽選の機会を得ることができます。ただし、募集戸数によっては優先枠を設けないことがあります。

① 裁量世帯の方 (P.8の裁量世帯の方)

（ただし、⑥原子爆弾被爆者世帯及び⑧ハンセン病療養所入所者等世帯を除く。）

②身体障害者世帯については身体障害者手帳、③精神障害者世帯については精神障害者保健福祉手帳、④知的障害者世帯については療育手帳を申込者本人又は同居親族が等級によらず交付を受けている方がいる世帯

② 難病患者世帯の方

■申込者本人又は同居親族に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に定める疾患のいずれかに罹患し、その疾患により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けている方がいる世帯

■対象疾患についてはP11の別表1 (P.11～P.13) を参照してください。

③ ひとり親の方

■配偶者のない女子又は男子で現に20歳未満の子を扶養している方がいる世帯

■裁判所において離婚調停や審判を受けている方については、裁判所が発行する証明書を添付することで申込みすることが可能となります。原則として、入居資格審査時までに離婚が成立しなければ入居することができません。当事者同士において離婚協議中の方も同様とします。

■入居資格審査時までに離婚が成立していない場合でも児童扶養手当の遺棄の認定を受けているときは、入居することができます。詳細はお問い合わせください。

④ 多子世帯の方

入居の申込みをした者と現に同居し、又は同居しようとする児童（18歳未満の扶養親族である児童に限る。）を3人以上有する方

⑤ 配偶者からの暴力に係る被害者の方

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者で、次のいずれかに該当する方がいる世帯

■同法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は同法第5条の規定による保護もしくは母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方

■同法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方

⑥ 犯罪により従前の住居に居住することが困難となったことが明らかな方

次のいずれかに該当することが警察又は検察当局への確認等により客観的に証明される方がいる世帯

なお、上記の確認に際して、犯罪被害等申告書及び同意書（様式は公社にあります。）を提出いただきますのであらかじめご了承ください。

■犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった方

- (例)・殺人、過失致死、業務上過失致死等により勤労者が亡くなった場合
- ・身体を害されたため転職等を余儀なくされた場合
- ・虚偽の風説の流布により廃業に追い込まれた場合

■現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために、当該住宅に居住し続けることが困難となった方

ア 犯罪により住宅が滅失又は著しく損壊したために居住することができなくなった方

- (例) 放火、器物損壊等により住宅が滅失し居住の用をなさなくなった場合

イ 住宅を客体とする犯罪により居住することができなくなった方

- (例) 詐欺等により住宅が奪われた場合

ウ 犯罪により精神的な後遺症が生じ医学的に居住することができなくなった方

- (例) 凄惨な殺害現場の目撃や性犯罪等によりいわゆる

PTSD（心的外傷後ストレス障害）となった場合

エ ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第4項に規定するストーカー行為により居住することができなくなった者又は同条第1項に規定するつきまとい等若しくは同条第3項に規定する位置情報無承諾取得等により、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、若しくは行動の自由が著しく害される不安を覚えさせる行為により居住することができなくなった方

⑦ 東京電力原子力事故により被災された方

P.5の⑫東京電力原子力事故により被災された方

⑧ 雇用促進住宅から退去する方

「規正改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）及び「独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）」に基づく雇用促進住宅の廃止に伴い退去する方

※上記の①～⑧の世帯に該当するか不明な方、または疑問のある方は事前に住宅供給公社までご相談ください。

①～⑧の世帯として優先の申込みで当選されても、審査により優先抽選の対象となる①～⑧の世帯と認められなかった場合は、失格となり入居できません。

別表1

難病患者対象疾患一覧

令和7年4月1日現在

1	球脊髄性筋萎縮症
2	筋萎縮性側索硬化症
3	脊髄性筋萎縮症
4	原発性側索硬化症
5	進行性核上性麻痺
6	パーキンソン病
7	大脑皮質基底核変性症
8	ハンチントン病
9	神経有棘赤血球症
10	シャルコー・マリー・トゥース病
11	重症筋無力症
12	先天性筋無力症候群
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎
14	慢性炎症性脱髓性多発神経炎／多巣性運動ニューロバチー
15	封入体筋炎
16	クロウ・深瀬症候群
17	多系統萎縮症
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
19	ライノグーム病
20	副腎白質ジストロフィー
21	ミコンドリア病
22	もやもや病
23	ブリオン病
24	亜急性硬化性全脳炎
25	進行性多巣性白質脳症
26	HTLV-1関連脊髄症
27	特発性基底核石灰化症
28	全身性アミロイドーシス
29	ウルリッヒ病
30	遠位型ミオバチー
31	ペスレムミオバチー
32	自己貪食空胞性ミオバチー
33	シュワルツ・ヤンベル症候群
34	神経線維腫症
35	天疱瘡
36	表皮水疱症
37	膿疱性乾癬(汎発型)
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群
39	中毒性表皮壞死症
40	高安動脈炎
41	巨細胞性動脈炎
42	結節性多発動脈炎
43	顕微鏡的多発血管炎
44	多発血管炎性肉芽腫症
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
46	悪性関節リウマチ
47	バージャー病
48	原発性抗リン脂質抗体症候群
49	全身性エリテマトーデス
50	皮膚筋炎／多発性筋炎
51	全身性強皮症
52	混合性結合組織病
53	シェーグレン症候群
54	成人発症スチル病
55	再発性多発軟骨炎
56	ペーチェット病
57	特発性拡張型心筋症
58	肥大型心筋症
59	拘束型心筋症
60	再生不良性貧血
61	自己免疫性溶血性貧血
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症
63	免疫性血小板減少症
64	血栓性血小板減少性紫斑病
65	原発性免疫不全症候群

66	IgA腎症
67	多発性囊胞腎
68	黄色靭帯骨化症
69	後縦靭帯骨化症
70	広範脊柱管狭窄症
71	特発性大腿骨頭壊死症
72	下垂体性ADH分泌異常症
73	下垂体性TSH分泌亢進症
74	下垂体性PRL分泌亢進症
75	クッシング病
76	下垂体性ゴナドトロビン分泌亢進症
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
78	下垂体前葉機能低下症
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)
80	甲状腺ホルモン不応症
81	先天性副腎皮質酵素欠損症
82	先天性副腎低形成症
83	アジノン病
84	サルコイドーシス
85	特発性間質性肺炎
86	肺動脈性肺高血圧症
87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
89	リンパ脈管筋腫症
90	網膜色素変性症
91	バード・キアリ症候群
92	特発性門脈圧亢進症
93	原発性胆汁性胆管炎
94	原発性硬化性胆管炎
95	自己免疫性肝炎
96	クローン病
97	潰瘍性大腸炎
98	好酸球性消化管疾患
99	慢性特発性偽性腸閉塞症
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
101	腸管神経節細胞僅少症
102	ルビンシュタイン・ティビ症候群
103	CFC症候群
104	コステロ症候群
105	チャージ症候群
106	クリオビリン関連周期熱症候群
107	若年性特発性関節炎
108	TNF受容体関連周期性症候群
109	非典型溶血性尿毒症症候群
110	プラウ症候群
111	先天性ミオバチー
112	マリネスコ・シェーグレン症候群
113	筋ジストロフィー
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
115	遺伝性周期性四肢麻痺
116	アトピー性脊髄炎
117	脊髄空洞症
118	脊髄髓膜瘤
119	アイザックス症候群
120	遺伝性ジストニア
121	脳内鉄沈着神経変性症
122	脳表ヘモジデリン沈着症
123	HTRA1関連脳小血管病
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
126	ベリー病
127	前頭側頭葉変性症
128	ピッカースタッフ脳幹脳炎
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症
130	先天性無痛無汗症

131	アレキサンダー病
132	先天性核上性球麻痺
133	メビウス症候群
134	中隔視神経形成異常症 / ドモルシア症候群
135	アイカルディ症候群
136	片側巨脳症
137	限局性皮質異形成
138	神経細胞移動異常症
139	先天性大脳白質形成不全症
140	ドラペ症候群
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
142	ミオクロニー欠神てんかん
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
144	レノックス・ガストー症候群
145	ウエストト症候群
146	大田原症候群
147	早期ミオクロニー脳症
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
150	環状20番染色体症候群
151	ラスマッセン脳炎
152	P C D H 19関連症候群
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
154	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症
155	ランドウ・クレフナー症候群
156	レット症候群
157	スタージ・ウェーバー症候群
158	結節性硬化症
159	色素性乾皮症
160	先天性魚鱗癖
161	家族性良性慢性天疱瘡
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
163	特発性後天性全身性無汗症
164	眼皮膚白皮症
165	肥厚性皮膚骨膜症
166	弾性線維性仮性黄色腫
167	マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群
168	エーラス・ダンロス症候群
169	メンケス病
170	オクシピタル・ホーン症候群
171	ウィルソン病
172	低ホスファターゼ症
173	VATER症候群
174	那須・ハコラ病
175	ウイーバー症候群
176	コフィン・ローリー症候群
177	ジュベール症候群関連疾患
178	モワット・ウィルソン症候群
179	ウイリアムズ症候群
180	A T R - X症候群
181	クルーザン症候群
182	アペール症候群
183	ファイファー症候群
184	アントレー・ビクスラー症候群
185	コフィン・シリス症候群
186	ロスマンド・トムソン症候群
187	歌舞伎症候群
188	多脾症候群
189	無脾症候群
190	鰓耳腎症候群
191	ウェルナー症候群
192	コケイン症候群
193	プラダード・ウイリ症候群
194	ソトス症候群
195	ヌーナン症候群
196	ヤング・シンプソン症候群
197	1p 36欠失症候群
198	4p欠失症候群
199	5p欠失症候群
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群

201	アンジェルマン症候群
202	スマス・マギニス症候群
203	22q11.2欠失症候群
204	エマヌエル症候群
205	脆弱X症候群関連疾患
206	脆弱X症候群
207	総動脈幹遺残症
208	修正大血管転位症
209	完全大血管転位症
210	単心室症
211	左心低形成症候群
212	三尖弁閉鎖症
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
215	ファロー四微症
216	両大血管右室起始症
217	エプスタイン病
218	アルポート症候群
219	ギャロウェイ・モワト症候群
220	急速進行性糸球体腎炎
221	抗糸球体基底膜腎炎
222	一次性ネフローゼ症候群
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
224	紫斑病性腎炎
225	先天性腎性尿崩症
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)
227	オスラー病
228	閉塞性細気管支炎
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
230	肺胞低換気症候群
231	α 1-アンチトリプシン欠乏症
232	カーニー複合
233	ウォルフラム症候群
234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
235	副甲状腺機能低下症
236	偽性副甲状腺機能低下症
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
240	フェニルケトン尿症
241	高チロシン血症1型
242	高チロシン血症2型
243	高チロシン血症3型
244	メープルシロップ尿症
245	プロピオン酸血症
246	メチルマロン酸血症
247	イソ吉草酸血症
248	グルコーストランスポーター1欠損症
249	グルタル酸血症1型
250	グルタル酸血症2型
251	尿素サイクル異常症
252	リジン尿性蛋白不耐症
253	先天性葉酸吸収不全
254	ポルフィリン症
255	複合カルボキシラーゼ欠損症
256	筋型糖原病
257	肝型糖原病
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスクエラーゼ欠損症
259	レシチンコレステロールアシルトランスクエラーゼ欠損症
260	シトステロール血症
261	タンジール病
262	原発性高カリヨミクロン血症
263	脳膜黄色腫症
264	無 β リボタンパク血症
265	脂肪萎縮症
266	家族性地中海熱
267	高IgD症候群
268	中條・西村症候群
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
270	慢性再発性多発性骨髓炎

271	強直性脊椎炎
272	進行性骨化性線維異形成症
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症
274	骨形成不全症
275	タナトフォリック骨異形成症
276	軟骨無形成症
277	リンパ管腫症 / ゴーハム病
278	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
279	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
280	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
282	先天性赤血球形成異常性貧血
283	後天性赤芽球病
284	ダイアモンド・ブラックファン貧血
285	ファンコニ貧血
286	遺伝性鉄芽球性貧血
287	エプスタイン症候群
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
289	クロンカイト・カナダ症候群
290	非特異性多発性小腸潰瘍症
291	ヒルシュスブルング病（全結腸型又は小腸型）
292	総排泄腔外反症
293	総排泄腔遺残
294	先天性横隔膜ヘルニア
295	乳幼児肝巨大血管腫
296	胆道閉鎖症
297	アラジール症候群
298	遺伝性睥炎
299	囊胞性線維症
300	I g G 4 関連疾患

301	黄斑ジストロフィー
302	レーベル遺伝性視神経症
303	アッシャー症候群
304	若年発症型両側性感音難聴
305	遲発性内リンパ水腫
306	好酸球性副鼻腔炎
307	カナバン病
308	進行性白質脳症
309	進行性ミオクロースてんかん
310	先天異常症候群
311	先天性三尖弁狭窄症
312	先天性僧帽弁狭窄症
313	先天性肺静脉狭窄症
314	左肺動脈右肺動脈起始症
315	爪膝蓋骨症候群（ネイルバテラ症候群）／LMX1B 関連腎症
316	カルニチン回路異常症
317	三頭酵素欠損症
318	シトリン欠損症
319	セピアブテリン還元酵素（SR）欠損症
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症
321	非ケトーシス型高グリシン血症
322	β -ケトチオラーゼ欠損症
323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
324	メチルグルタコン酸尿症
325	遺伝性自己炎症疾患
326	大理石骨病
327	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因による）
328	前眼部形成異常
329	無虹彩症
330	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
331	特発性多中心性キヤッスルマン病
332	膠様滴状角膜ジストロフィー
333	ハッテンソン・ギルフォード症候群
334	脳クレアチン欠乏症候群
335	ネフロン癆
336	家族性低 β リボタンパク血症1（ホモ接合体）
337	ホモシチニ尿症
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
339	M E C P 2 重複症候群
340	線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群を含む。）
341	T R P V 4 異常症
342	LMNB1 関連大脳白質脳症
343	PURA 関連神経発達異常症
344	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症
345	乳児発症 STING 関連血管炎
346	原発性肝外門脈閉塞症
347	出血性線溶異常症
348	ロウ症候群

4. 募集時期・受付・選考・入居等について

(1) 募集時期

令和7年度は、5月・8月・11月・2月の年4回です。

※募集月の翌月に2次募集を行います。(6月・9月・12月・3月に実施)

※2次募集団地については和歌山県住宅供給公社のホームページをご覧ください。

和歌山県住宅供給公社

検索

(2) 受付期間

申込書の受付期間は、表紙記載のとおりです。

受付期間最終日の郵便局の消印のあるものまでが有効です。

ご注意

- ① 1回の募集で、1世帯につき1戸の申込みに限られます。
- ② 申込書や当選後に提出された書類は、一切返却いたしません。
- ③ 「県営住宅募集のご案内」をご確認のうえ、入居資格のある方のみ申込みしてください。
当選されても、入居資格審査により失格となることがあります。

(3) 入居者の選考

公開抽選により、当選者を決定します。ただし、(4)の入居資格審査に合格して、はじめて入居決定者となります。

補欠順位も同時に決定します。ただし、補欠者は入居当選者がすべて入居した時点で入居の権利はなくなります。

- 抽選日及び抽選場所
1次募集は、別紙「県営住宅入居者募集一覧」をご覧ください。
2次募集は、和歌山県住宅供給公社よりご連絡いたします。

(4) 入居資格審査

当選した方は、入居資格を確認するために次の書類を提出してください。

(※当選を辞退する場合は、必ず書面で辞退届を提出してください。)

ア 収入を証明する書類

収入の有無にかかわらず、入居者全員（16歳以上の方）の収入を証明する書類が必要です。

- 市町村長が発行する現年度の所得（課税）証明書（扶養人数・控除等が記載されたもの）。
- 退職、転職、就職等により所得に変動があったときは、別に書類が必要となる場合があります。
- その他給与支払証明又は源泉徴収票が必要な場合があります。

イ 住民票

入居しようとする世帯全員の住民票（続柄の記載のあるもの）が必要です。

(注) 1 世帯を分離して入居しようとするときも、現在の世帯全員の住民票が必要です。

2 婚姻（事実婚を含みます。以下同じ。）などにより別世帯の方が入居しようとするときは、それぞれの世帯全員の住民票が必要です。

ウ 賃貸借契約書等

市町村長が発行する現年度の固定資産非登載証明書又は固定資産税評価証明書、固定資産課税台帳登録事項証明書または、現在居住している住宅の賃貸借契約書の写しのいずれかが必要です。

(注) 入居者全員についての固定資産証明が必要です。又、婚姻等により入居しようとするときは、それぞれの世帯について、これらの証明書の写しが必要です。

エ 婚約等証明書（該当者のみ必要です。様式は公社にあります。）または和歌山県等のパートナーシップに関する制度による証明の写し

入居可能日までに入籍又は事実婚による共同生活を開始することが確実であることを双方の父母その他関係を証明できる方が証明したものや、和歌山県等のパートナーシップに関する制度による証明の写しを添付してください。

オ 戸籍謄本（該当者のみ必要です。）

ひとり親・単身等で申し込む場合は、配偶者がいないことを確認するために必要です。

カ 申込者および同居人が暴力団員でないとの誓約書

※申込者または同居人が暴力団員である場合は、失格となり入居できません。

キ その他の必要書類（次の①・②・③・④・⑤に該当する方のみ必要です。）

①単身入居される方

「単身入居の入居者資格認定のための申立書」に加えて、次の書類が必要です。

①高齢者	戸籍謄本と単身入居の入居者資格認定のための申立書のみ
②身体障害者	身体障害者手帳の写し又は福祉事務所長等の証明
③精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の写し又は福祉事務所長等の証明
④知的障害者	療育手帳の写し又は福祉事務所長等の証明
⑤戦傷病者	戦傷病者手帳の写し又は福祉事務所長等の証明
⑥原子爆弾被爆者	医療特別手当証書の写し
⑦生活保護の被保護者	直近の保護決定通知書の写し又は福祉事務所長の証明
⑧中国残留邦人等に係る支援給付受給者	支援給付を受けていることを証明する書類
⑨海外からの引揚者	永住帰国者証明書の写し又は県社会福祉課長の証明
⑩ハンセン病療養所入所者等	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定する国立ハンセン病療養所等の長の証明
⑪配偶者からの暴力に係る被害者	裁判所発行の保護命令の証明又は母子生活支援施設、女性相談所等の証明
⑫単身世帯②の住宅に入居する者	戸籍謄本と単身入居の入居者資格認定のための申立書のみ
⑬東京電力原子力事故被災者	平成23年3月11日時点で居住していた市町村の居住実績証明

②ひとり親世帯で入居される方

①民生委員の証明書又は公的機関が発行した

〔児童扶養手当認定通知書写し・児童扶養手当受給証明書写し・ひとり親家庭等医療費受給者証写し〕のうちいずれか1つ

※①の他に戸籍謄本を提出していただく場合があります。

©裁量世帯（計算後の月収額が158,000円を超え214,000円以下で入居される方）

①高齢者世帯	不要（住民票で確認します。）
②身体障害者世帯	身体障害者手帳の写し又は福祉事務所長等の証明
③精神障害者世帯	精神障害者保健福祉手帳の写し又は福祉事務所長等の証明
④知的障害者世帯	療育手帳の写し又は福祉事務所長等の証明
⑤戦傷病者世帯	戦傷病者手帳の写し又は福祉事務所長等の証明
⑥原子爆弾被爆者世帯	医療特別手当証書の写し
⑦引揚者世帯	永住帰国者証明書の写し
⑧ハンセン病療養所入所者等世帯	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定する国立ハンセン病療養所等の長の証明
⑨子育て世帯	不要（住民票で確認します。）
⑩新婚世帯	戸籍謄本 ※事実婚の場合は、お問い合わせください。

④優先抽選の対象世帯

①裁量世帯 (原子爆弾被爆者世帯及びハンセン病療養所入所者等世帯を除く。)	「©裁量世帯」の表で必要な書類
②難病患者世帯	次の(1)及び(2)に掲げる書類 (1) 対象の疾患に罹患していることがわかる書類（医師の診断書、特定疾患医療受給者証等） (2) 対象疾患による障害の程度が継続的に日常生活又は社会生活に相当の制限を受ける程度であることがわかる書類（障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証等）
③ひとり親世帯	次の(1)から(4)までに掲げるいずれかの書類 ※これに加えて戸籍謄本が必要な場合があります。 (1) 民生委員の証明書 (2) 児童扶養手当認定通知書写し (3) 児童扶養手当受給証明書写し (4) ひとり親家庭等医療費受給者証写し
④多子世帯	不要（住民票で確認します。）
⑤配偶者からの暴力に係る被害者	裁判所発行の保護命令の証明又は母子生活支援施設等の証明
⑥犯罪被害者等	犯罪被害等申告書及び同意書。 なお、事前に建築住宅課又は住宅供給公社までお問い合わせください。
⑦東京電力原子力事故により被災された方	平成23年3月11日時点で居住していた市町村の居住実績証明
⑧雇用促進住宅から退去する方	現在居住している住宅の賃貸契約書の写し

⑤被災された方

被災証明書又は住民票（被災日時点の住所地が確認できることが必要です。）

（5）入居手続き等

- 令和7年度において、募集月ごとの入居可能日は次のとおりです。
入居可能日は指定させていただきますので、あらかじめご了承ください。

1次募集

募集月	入居可能日
令和7年5月	令和7年7月1日
令和7年8月	令和7年10月1日
令和7年11月	令和8年1月1日
令和8年2月	令和8年4月1日

2次募集

募集月	入居可能日
令和7年6月	令和7年8月1日
令和7年9月	令和7年11月1日
令和7年12月	令和8年2月1日
令和8年3月	令和8年5月1日

- 入居手続き書類

〔1. 県営住宅入居の請書 2. 誓約書 3. 本人と緊急連絡人の印鑑登録証明書
4. 県営住宅敷金の納付〕

が必要です。

※補欠者当選された方については、先の入居当選者が入居資格審査において無効、失格となった場合や当選者が入居を辞退した場合に補欠順位に従い各審査書類を提出していただき、資格審査等を行ったうえで、入居手続きを行っていただきます。

入居される場合の注意事項

- 1 入居決定者は、その権利を他の人に譲ることはできません。
- 2 鍵渡し時までに家賃の3か月分の敷金の納付が必要です。
- 3 入居時には、原則として入居決定者の親族である緊急連絡人2名が必要です。
- 4 入居は、入居可能日から14日以内にしなければなりません。また、入居したことを確認するため、入居可能日から14日以内に世帯全員の住民票及び県営住宅入居届出書の提出が必要です。
- 5 家賃は、入居名義人の口座による口座振替をお願いします。口座振替の日は、毎月末日（その日が金融機関の休日の場合には翌営業日になります。）です。3か月以上家賃を滞納された場合、明渡請求の対象となります。
- 6 県営住宅では毎年度家賃額を決めます。そのため毎年度住んでいる方全員（16歳以上の方に限ります。）の収入の申告が必要です。申告がない場合は、近傍同種（民間並み）の家賃となります。
- 7 犬・猫などの動物を飼うことはできません。一時的な預かりもできません。
- 8 無断のアンテナの取り付けなどの改造や増築はできません。
- 9 入居したときの同居者以外の方を同居させるときは承認が必要です。無断で同居させることはできません。
- 10 入居時、一部の住宅を除いて、浴槽、風呂釜、給湯器、網戸、カーテンレールなどを、入居者で設置することが必要です。また、退去時には、これらの設置したものの撤去及び畳の表替え、ふすまの張替えその他必要な修繕をすることが必要です。
- 11 共益費（共用部分の電気代、水道代、浄化槽の保守点検・清掃費用など）は、団地自治会等に必ず支払ってください。
- 12 **団地内外の不法駐車や迷惑駐車は、厳禁です。**
 - (1) 一部の団地には有料（家賃とは別途使用料が必要です。ただし、障害を持つ方で自動車税の減免を受けておられる方には別途減免制度があります。）の駐車場があります。駐車場に空きがある場合申込みのうえ、決められた場所に駐車することができますが、その場所以外での駐車は不法駐車や迷惑駐車となります。
 - (2) **家賃等の滞納がある場合、その滞納が解消されるまで駐車場の申込み及び駐車場の保管場所使用承諾証明を受けることができません。**
- 13 県営住宅は、公営住宅法により入居者に住宅や共同施設の保管義務が課せられているため、入居者で構成する自治会を組織し、防災活動や共用部分の清掃活動などを行っています。**入居者は自治会に加入し、自治会活動に積極的に参加してください。**

県営住宅は、県民の大切な財産であり、皆さんに使用していただくにあたり、いろいろな制限や注意しなければならない事項がたくさんあります。詳細については、入居説明会でお渡しする「県営住宅の住まいのしおり」をよくお読みいただき、一人ひとりがお互い協力し合い、住み良い団地にしていただきたくお願いします。

5. 月収額の計算のしかた

★月収額を計算する前に、次のことを確かめてください。

- (1) あなたの同居親族、または同居しようとする親族と扶養親族の人数は…。
- (2) あなたの世帯の総収入金額、または総所得金額は…。
- (3) あなたの世帯の収入基準にあってますか…。

(1) 同居親族、扶養家族の数は？

入居しようとする親族（本人を除く。）及び、入居しない遠隔地扶養親族のことをいいます（家族を不自然に分割、または合併した場合には、申込みができません。）。

(2) あなたの総収入金額、または総所得金額がいくらであるか調べましょう。

★(3)あなたは、給与所得者ですか？ 年金所得者ですか？ その他の所得者ですか？

給与所得者とは？

俸給、給料、賃金、ボーナスなどの所得です。
たとえば、会社員、店員パート、事業専従者などの収入をいいます。給与所得でいう総収入金額とは、給与所得控除する前のもので、ボーナス、手当等を含んだ金額です。

年金所得者とは？

厚生年金、国民年金、恩給などの所得です。
たとえば、老齢年金、退職年金等をいいます。
その他、法律により非課税とされる各種年金（障害・遺族・福祉年金等）についての所得は0円としてください。

その他の所得者とは？

事業所得、利子所得、不動産所得、雑所得等の所得です。
たとえば、自営業、サービス業、外交員等の所得をいいます。これらの所得で税の申告をしていない方は、速やかに申告したうえで、所得金額を十分確認してください。

ご注意

- ① 所得としないもの → 生活保護の各種扶助、法律により非課税とされている各種年金（遺族年金等）などの非課税所得については、所得0円で計算してください。
- ② 退職予定の場合 → 申込みの時は働いているが、出産・結婚・定年退職などの理由で入居資格審査の時までに退職する方で、以降無職無収入となる方は、収入は0円として計算してください。
- ③ 休職中の場合 → 申込み現在で職の決まっていない方は、収入は0円として計算してください。
- ④ 年齢は → 申込期間の最終受付日現在の年齢とします。
- ⑤ 妊娠中で申込む場合 → 申込期間の最終日までに出産していないければ控除の人数には含みません。
- ⑥ 次のものについては、所得金額に含みません。（法令などにより非課税とされているもの）
 - 遺族恩給・遺族年金・増加恩給・傷病者恩給・障害年金
 - 雇用保険法による失業給付・労働者災害補償保険法による補償・労働基準法に基づく休業補償費等
 - 生活保護の扶助料・児童扶養手当等

(その1) 月収額の計算のしかた

給与所得者の場合

月収額を計算してみましょう。

(1) 年間総収入の計算

あなたが仕事を始めた時期	対象の収入金額
① 現在の勤務先に前年1月1日以前から引き続き勤務している方	前年中の年間総収入金額 (源泉徴収票の支払金額の欄)
② 現在の勤務先に前年1月2日以降に就職し、現在まで1年以上勤務している方	勤務した翌月から12ヶ月間の総収入額
③ 現在の勤務先に就職してからまだ1年にならない方	勤務した翌月から申込月の前月までの総収入額をもとに、次により計算した推定金額 $\frac{\text{総収入額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 + \text{賞与} = 1\text{年間の推定総収入額}$
④ 現在の勤務先に勤めて、まだ1ヶ月分の給与を受けていない方	雇用条件に基づき支給が予定されている1ヶ月分の給与を12倍した年間の推定総収入額



年間総収入金額	円
---------	---



(2) 年間総収入金額から年間給与所得金額を計算する

総 収 入 金 領	年 間 給 与 所 得 の 計 算 方 法
551,000円 未満	年間給与所得 = 0円
551,000円 以上 1,619,000円 未満	(総収入金額) - 550,000 = 年間給与所得
1,619,000円 以上 1,620,000円 未満	年間給与所得 = 1,069,000円
1,620,000円 以上 1,622,000円 未満	年間給与所得 = 1,070,000円
1,622,000円 以上 1,624,000円 未満	年間給与所得 = 1,072,000円
1,624,000円 以上 1,628,000円 未満	年間給与所得 = 1,074,000円
1,628,000円 以上 1,800,000円 未満	★年間収入金額を 4000で割り、その答 えの1円未満を切捨 てた後、4000を掛け 戻した額を右の(A) にあてはめてください。 (A) × 0.6 + 100,000 = 年間給与所得
1,800,000円 以上 3,600,000円 未満	(A) × 0.7 - 80,000 = 年間給与所得
3,600,000円 以上 6,600,000円 未満	(A) × 0.8 - 440,000 = 年間給与所得



年間給与所得金額	円
----------	---

(申込書の年間所得金額欄)
に記入してください。



年間給与所得の合計金額	円
-------------	---

※収入のある方が2名以上からなる世帯については、それぞれの年間所得を計算し、合計してください。

(3) 年間給与所得金額から、次の控除額を差し引いてください

控除の種類と金額	控除額
① 同居及び扶養親族控除 38万円 × 人	
② 同一生計配偶者が七十歳以上の者控除・ 老人扶養控除（70歳以上） 10万円 × 人	
③ 特定扶養控除（16歳以上23歳未満） 25万円 × 人	
④ 障害者控除 27万円 × 人	
⑤ 特別障害者控除 40万円 × 人	
⑥ ひとり親控除（所得が35万円未満の場合はその額） 35万円 × 人	
⑦ 寡婦控除（所得が27万円未満の場合はその額） 27万円 × 人	
⑧ 給与所得者 10万円 × 人 ※その者の所得の金額が10万未満の場合はその額	

控除額の合計額

※控除に関する詳しい説明は、26ページをご覧ください。



控除後の所得額	円
---------	---

÷ 12 =

計算後の月収額

円

（「計算後の月収額」を申込書に記入してください。）

申込みできる計算後の月収額

- 「一般世帯」の方は158,000円以下の方
- 「裁量世帯」に該当する方は214,000円以下の方

※月収額が基準額を超える方はお申込みいただけませんので、必ずご確認ください。

(その2) 月収額の計算のしかた

年金所得者の場合

月収額を計算してみましょう。

(1) 年間総収入の計算

① 引き続き1年以上年金を受給されている方	前年中の受給金額。なお、年金額の改定があったときは改定通知書の年金額 (2種類以上の課税対象年金を支給されている場合は、その合計年金額)
② 年金を受給されて、まだ1年にならない方	年金証書の支払年金額。なお、年金額の改定があったときは改定通知書の年金額 (2種類以上の課税対象年金を支給されている場合は、その合計年金額)



年間総収入金額	円
---------	---



(2) 年間総収入金額から年間年金所得金額を計算する

受給者の年齢	年間総収入金額 (A)	年間年金所得金額
65歳未満	60万円以下	年間年金所得金額 = 0
	60万円超 130万円未満	(A) - 60万円 = 年間年金所得
	130万円以上 410万円未満	(A) × 0.75 - 27.5万円 = 年間年金所得
	410万円以上 770万円未満	(A) × 0.85 - 68.5万円 = 年間年金所得
65歳以上	110万円以下	年間年金所得金額 = 0
	110万円超 330万円未満	(A) - 110万円 = 年間年金所得
	330万円以上 410万円未満	(A) × 0.75 - 27.5万円 = 年間年金所得
	410万円以上 770万円未満	(A) × 0.85 - 68.5万円 = 年間年金所得

年間年金所得金額	円
-----------------	---

(申込書の年間所得金額欄
に記入してください。)

※収入のある方が2名以上からなる世帯については、それぞれの年間所得を計算し、合計してください。

控除額の合計額	円	↓
控除に関する詳しい説明は、26ページをご覧ください。		

控除後の所得額	円	$\div 12 =$	計算後の月収額	円
----------------	---	-------------	----------------	---

(「計算後の月収額」を申込書
に記入してください。)

申込みできる計算後の月収額

- 「一般世帯」の方は 158,000 円以下の方
- 「裁量世帯」に該当する方は 214,000 円以下の方

※月収額が基準額を超える方はお申込みいただけませんので、必ずご確認ください。

(その3) 月収額の計算のしかた

その他の所得者の場合

月収額を計算してみましょう。

(1) 年間所得金額の計算

① 前年1月1日以前から引き続き現在まで同じ事業をしている方	前年中の年間所得金額 (前年分の所得税確定申告書控の所得金額) 所得金額 = 年間総収入金額 - 必要経費
② 前年1月2日以後に現在の事業を始めた方	事業を始めた翌月からの所得金額でもって計算する (収入期間のとりかた等については、「給与所得者の場合」の例にならってください。)



年間所得金額	円
--------	---

(申込書の年間所得金額欄に記入してください。)

*収入のある方が2名以上からなる世帯については、それぞれの年間所得を計算し、合計してください。



控除額の合計金額	円	控除に関する詳しい説明は、26ページをご覧ください。
----------	---	----------------------------



控除後の所得額	円	$\div 12 =$	計算後の月収額	円
---------	---	-------------	---------	---

(「計算後の月収額」を申込書に記入してください。)

申込みできる計算後の月収額
● 「一般世帯」の方は 158,000 円以下の方
● 「裁量世帯」に該当する方は 214,000 円以下の方

*月収額が基準額を超える方はお申込みいただけませんので、必ずご確認ください。

6. 月収額の計算例

※所得税法に基づき計算例を示しております。
(令和7年4月1日現在)

(給与所得者が2人の場合)

○ 家族構成

◆本人 (53歳)	年間総収入金額	3,848,000円
◆妻 (48歳)	無 職	0円
◆長男 (28歳)	年間総収入金額	1,430,000円
◆長女 (18歳)	高校生 (身体障害者4級)	

○ 計算方法 (注: 年間総収入金額を年間総所得金額に換算する。)

◆本人の年間給与所得金額 3,848,000円 × 0.8 - 440,000円 = 2,638,400円
◆長男の年間給与所得金額 1,430,000円 - 550,000円 = 880,000円

(年間総収入金額から年間総所得金額を計算する方法)

総 収 入 金 額	給与所得の計算方法	
551,000円 未満	給与所得=0	
551,000円 以上 1,619,000円 未満	総収入金額 - 550,000	(長男)
1,619,000円 以上 1,620,000円 未満	給与所得=1,069,000	
1,620,000円 以上 1,622,000円 未満	給与所得=1,070,000	
1,622,000円 以上 1,624,000円 未満	給与所得=1,072,000	
1,624,000円 以上 1,628,000円 未満	給与所得=1,074,000	
1,628,000円 以上 1,800,000円 未満	(A) × 0.6 + 100,000	
1,800,000円 以上 3,600,000円 未満	(A) × 0.7 - 80,000	
3,600,000円 以上 6,600,000円 未満	(A) × 0.8 - 440,000	(本人)

(申込家族の月収額)

(本人の年間給与所得金額 + 長男の年間給与所得金額 - 当該控除額) ÷ 12月 = 計算後の月収額
(2,638,400円 + 880,000円 - 1,860,000円) ÷ 12月 = 138,200円

◆控除額

同居及び扶養親族控除	(入居しようとする親族、本人を除く遠隔地扶養親族) 38万円 × 3人 = 114万円	(妻・長男・長女)
特定扶養控除	25万円 × 1人 = 25万円	(長女)
障害者控除	27万円 × 1人 = 27万円	(長女)
給与所得者	10万円 × 2人 = 20万円	(本人・長男)
控除合計額		186万円

計算後の月収額138,200円を、「7. 家賃の額(25ページ)」の月収額にあてはめると、③の欄の月収額となり、今回の別添募集一覧の団地の③の家賃に該当し、入居しようとする団地の家賃額が分かるようになっております。

7. 家賃の額

一定の要件に該当する世帯の入居可能収入基準（裁量世帯は①～⑥）

月 収 額	募集住宅家賃の欄の番号
0円 ~ 104,000円	①の額
104,001円 ~ 123,000円	②の額
123,001円 ~ 139,000円	③の額
139,001円 ~ 158,000円	④の額
158,001円 ~ 186,000円	⑤の額
186,001円 ~ 214,000円	⑥の額
214,001円~	入居資格がありません

◆県営住宅では毎年度家賃額を決めます。そのために毎年度住んでいる方全員（16歳以上の方に限ります。）の収入の申告が必要です。申告がない場合は、近傍同種（民間並み）の家賃となります。

8. 控除額について

(所得税法により認定された人であることが必要です。)

控除の種類	控除対象者	控除額
同居親族控除	入居しようとする親族（本人を除く。）	1人につき 38万円
同居していない扶養親族控除	同居していない所得税法上の同一生計配偶者 又は扶養親族	1人につき 38万円
同一生計配偶者が七十歳以上の者控除 老人扶養控除	同一生計配偶者又は扶養親族で、70歳以上の方	1人につき 10万円
特定扶養控除	扶養親族で年齢16歳以上23歳未満の方	1人につき 25万円
障害者控除	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方 ・知的障害者更生相談所等により知的障害と判定された方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 	1人につき 27万円
特別障害者控除	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けている方で1級又は2級に該当する方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第3項症までに該当する方 ・知的障害者更生相談所等により重度A1又はA2の知的障害と判定された方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級に該当する方 ・原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている方（重度の障害とされている方） 	1人につき 40万円
ひとり親控除	婚姻をしていない又は配偶者と離婚・死別等をした後に婚姻又は事実婚状態にない方で、生計を一にする子（所得48万円以下かつ他者の扶養になっていない。）を有し、合計所得額が500万円以下である方	35万円 (所得が35万円未満の場合は、その額)
寡婦控除	上記のひとり親控除には該当せず、事実婚状態にない方で、以下のいずれかの要件を満たす方 <ul style="list-style-type: none"> ・夫と離別した人で、扶養親族があり、合計所得額が500万円以下である方 ・夫と死別等した人で、合計所得額が500万円以下である方 	27万円 (所得が27万円未満の場合は、その額)
給与所得者	申込者本人又は同居親族で過去一年間において給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者（その者の所得等の金額が10万円未満である場合にはその金額）	10万円 (上記と重複して控除することができます。)
公的年金等所得者		

※この表は簡略化して記載しています。詳しくは所得税法及び同施行令、公営住宅法及び同施行令を参照してください。

※控除が認定されているかどうかは、所得証明書や確定申告書、源泉徴収票で確認してください。

※特別障害者控除と障害者控除は重複して控除できません。

9. 申込書の記入例

別記第1号様式（第2条関係）

団地名(記号)	申込区分(○を記入)	住宅番号※		判定(資格調査)
城北 (G)	一般 <input checked="" type="radio"/>	抽選番号	当せん順位	※
	優先	※	※	
	障害者向			合否※

県営住宅入居申込書							
7年5月7日							
様							
<p>この申込書の記載内容が事実に相違するとき、又は申込者（同居人を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるときは、申込みを無効とされても異議のないことを誓約し、次のとおり申し込みます。</p>							
(A) 申込者	住所	(① 640-8227) 和歌山市西汀丁〇〇番地 〇〇ハイツ201号室					
	フリガナ	ワカヤマ タロウ		連絡先	自宅・勤務先(〇〇産業(株))・その他 (073-441-△△△△) 携帯(090 △△△△ △△△△)		
	氏名	和歌山 太郎		②			
(B) 県営住宅へ入居しようとする者	フリガナ 氏名	続柄	生年月日	申込者との同居	配偶者有無	就職した年月	収入の状況
	(上記申込者)	本人	S47年2月13日 (53歳)	有 ・ 無	H6年 4月	給与 年金 その他	円 2,638,400
	ワカヤマ ハナコ 和歌山 花子	妻	S52年3月3日 (48歳)	同居 ・ 別居	有 ・ 無	年 月	給与 年金 その他
	ワカヤマ ヒデキ 和歌山 英樹	長男	H9年4月9日 (28歳)	同居 ・ 別居	有 ・ 無	H28年 4月	給与 年金 その他
	ワカヤマ ナオコ 和歌山 尚子	長女	H19年4月25日 (18歳)	同居 ・ 別居	有 ・ 無	年 月	給与 年金 その他
			年 月 日 (年 歳)	同居 ・ 別居	有 ・ 無	年 月	給与 年金 その他
	計算後の月収額						円(募集のご案内を参照のうえ、計算してください。)
(C) 住宅に困っている現況	あてはまるものに○印をつけ、記入してください。						
(1) いま住んでいる住宅の種類 ア 親族の持家 ① 民間賃貸住宅 ウ 社宅・寮 工間借り オ その他 ()	(3) 現在の家族構成 4人(本人を含む。) 本人 配偶者 子ども 父・母 兄弟姉妹・その他 ()						
(2) 申込者・県営住宅に入居しようとする者 の中に家屋の所有者が ア いる ② いない (注) アに○印をされた方は、県営住宅入居前に 所有権を移転する必要があります。	(4) 住宅に困っている理由 ア 家賃が高い ① 他の世帯と同居している ウ 正当な理由による立退きの要求を受けている エ 結婚するため (年 月 予定) オ その他 ()						
(D) 世帯の人数	あてはまるものに○印をつけてください。 ① 2人以上世帯 2 単身世帯						
(E) 世帯の種類	あてはまるものに○印をつけてください。 1 高齢者世帯 [申込者本人が60歳以上である単身者又は申込者本人が60歳以上であって、かつ、 同居者のいずれもが60歳以上である者又は18歳未満の者であること]						
	2 身体障害者世帯 (1級から4級まで) 13 15歳に達する日以後の最初の4月1日までの間にある子どものいる世帯 3 身体障害者世帯 (5級・6級) 14 生活保護世帯 4 精神障害者世帯 (1級・2級) 15 中国残留邦人等に係る支援給付受給者 5 精神障害者世帯 (3級) 16 母子・父子世帯 6 知的障害者世帯 (A1・A2・B1) 17 多子世帯 (18歳未満の児童を3人以上扶養) 7 知的障害者世帯 (B2) 18 配偶者からの暴力に係る被害者世帯 8 離病患者世帯 19 犯罪被害者等世帯 9 戰傷病者世帯 20 公共的な事業の施行に伴い立退きの要求を受けた世帯 10 原子爆弾被爆者世帯 21 東京電力原子力事故被災者世帯 11 5年以内の海外引揚者 22 雇用促進住宅の廃止に伴い退去する世帯 12 ハンセン病療養所入所者等世帯 23 新婚世帯 (婚姻後2年以内の夫婦(事実婚を含む。)でいずれも40歳未満) 24 その他 (一般世帯など)						

(注) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 (A) 申込者の氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

3 現在別居中の方と同居しようとする場合は、(C) 住宅に困っている現況の欄 (オ その他) に理由と現住所を記入してください。

※月収額の計算のしかたその1・その2・その3にあてはめてください。

もう一度確認してください。

- 太線内に記入もれはありませんか。
記入もれがあると受付できない場合がありますので、ご注意ください。
- 85円切手を2か所（ハガキ）に貼りましたか。

※申し込みは、1世帯につき1通に限ります。

2通以上、申込まれると失格になります。

※入居のとき申込書に記載された方全員が同時に入居できることが条件です。

当選されても、同居親族に変更があった場合は失格になることがあります。

【注】85円切手を2枚貼ってください。

郵便はがき

6 4 0 - 8 2 2 7

85円切手を
必ずはって
ください。

郵便はがき

6 4 0 - 8 2 2 7

85円切手を
必ずはって
ください。

と こ ろ	和歌山市西汀丁〇〇番地
	〇〇ハイツ 201号室
	様方

と こ ろ	和歌山市西汀丁〇〇番地
	〇〇ハイツ 201号室
	様方

な ま え	和歌山 太郎 様
-------------	----------

な ま え	和歌山 太郎 様
-------------	----------

あなたの住所・氏名・郵便番号をハッキリと

【注】85円切手を貼ってください。

(きりはなさいでください。)

(きりはなさいでください。)

和歌山県住宅供給公社

県営住宅グループ
和歌山市十三番丁30番地
酒直ビル1F
☎ 073-425-6885
FAX 073-422-0733

和歌山県住宅供給公社

県営住宅グループ
和歌山市十三番丁30番地
酒直ビル1F
☎ 073-425-6885
FAX 073-422-0733

10. 県営住宅管理一覧

【住宅供給公社が管理する県営住宅】

令和7年4月1日現在

団地名	住所	戸数	エレベータ	駐車場	主要間取り	
西浜	和歌山市西浜1-6-40	67	有	一部	2LDK 3LDK	LDK9.4 和6 洋6 LDK9.5 和6 洋6・6
今福第一	和歌山市今福2-3-45	43	有	一部	2LDK 3LDK	LDK10 和6・6 LDK11.5 和6・6 洋4
今福第二 (1~5号棟)	和歌山市今福3-6-22	174	有	有	2DK 3DK	DK7.7 和6 洋6.3 DK6.3 和6 洋6・5.2
川永 (1号棟) (2号棟) (17~24号棟)	和歌山市島51-2	169	有	有	2DK	DK7.3 和6 洋5
		95	有	有	2DK	DK6.4 和6 洋4.2
		160	一部有り	有	2DK 3DK	DK5 和4.5 洋6 DK8.7 和4.5 洋5・6
栄谷	和歌山市栄谷60 他	248	無	有	3DK	DK5 和6・4.5 洋3
和歌山東	和歌山市太田103-1	84	有	無	3DK	DK6 和6・6 洋6
三葛	和歌山市三葛484-1	110	無	有	3DK	DK7.7 和6・6 洋6
東松江	和歌山市松江東4-6-28	111	有	有	3LDK	LDK9 和6・6 洋3
延時	和歌山市延時130	110	無	有	3DK	DK7.7 和6・6 洋4.5
西脇グリーン	和歌山市西庄155	400	無	一部	3DK	DK7.7 和6・6 洋4.5
ニューかわなが	和歌山市島51-2 他	178	有	有	2DK 3DK	DK7 和6・6 DK10.5 和6・6 洋4.5
雄湊	和歌山市男野芝丁3	75	有	一部	2DK 3DK	DK10 和6 洋6 DK10 和6・6 洋6
宮前駅前	和歌山市北中島1-4-4	44	有	一部	2DK 3DK	DK7 和6 洋6 DK8 和6・6 洋7
城北	和歌山市八番丁8	58	有	一部	2LDK 3LDK	LDK10.5 和6 洋6 LDK10.5 和6・6 洋6
紀伊	和歌山市弘西1042-8	130	有	有	2LDK 3LDK	LDK9.1 和6 洋6.8 LDK12.2 和6・6 洋5.7
楠見	和歌山市大谷46-3	189	無	一部	3LDK	LDK10.5 和6・6 洋3.8
千旦第二	和歌山市祢宜1378-1	114	無	一部	3DK	DK5 和6・6 洋4.5
千旦 (1~9号棟) (10号棟)	和歌山市井ノ口562 他	216	無	一部	2DK+S	DK4 和6・4.5 洋2.5
	和歌山市祢宜1341-3	60	有	一部	2LDK 3LDK	LDK8.8 和6 洋6 LDK8.8 和6 洋6・6
鴨沼 (1号棟) (2~5号棟) (6・7号棟)	岩出市吉田392-8	22	無	一部	2DK	DK4.5 和6 洋5
		96	無	一部	2DK+S	DK4 和6・4.5 洋2.5
		46	有 (7号棟のみ)	一部	2LDK 3LDK	LDK9 和6 洋6.5 LDK9 和6 洋5.5・6.5
海南あっこ	海南市且来409-5	40	有	有	2LDK 3LDK	LDK10 和6 洋6 LDK10 和6 洋6・5.5
海南駅前	海南市日方1500-6	44	有	一部	2LDK 3LDK	LDK10 和6 洋6 LDK10.5 和6 洋6・6
長山	紀の川市貴志川町長山277-6 他	208	無	有	3DK	DK6 和6・6 洋4.5
野上	紀美野町小畑834-56	24	無	有	3DK	DK5 和6・6 洋4.5
小畑	紀美野町小畑570-1	30	無	有(町営)	3DK	DK7.5 和6・6 洋5

【住宅供給公社が管理する県営住宅】

団地名	住 所	戸数	エレベータ	駐車場	主要間取り	
糸我	有田市糸我町西53	56	無	有	3DK	DK6 和6・4.5 洋5
宮原	有田市宮原町新町298-1	24	無	有	3DK	DK7.7 和6・6 洋4.5
港	有田市港町793-10	70	無	有	3DK	DK7.7 和6・6 洋5
糸野	有田川町糸野398-2	24	無	有	3DK	DK4 和6・6・4.5
徳田	有田川町徳田1446	48	無	有	2DK+S	DK6 和6・3 洋3
吉原	有田川町吉原343-1	24	無	有	3DK	DK7.7 和6・6 洋5
湯浅	湯浅町別所59	32	無	無	2DK	DK6 和6・4.5
青木	湯浅町湯浅2101	48	無	有	2DK+S	DK6 和6・3 洋3
御殿場	湯浅町山田1916-1	40	無	有	3DK	DK7.7 和6・6 洋4.5
和田	広川町和田2-2	23	無	無	2DK	DK6 和6・3
妙寺	かつらぎ町妙寺433	12	無	無	2DK	DK3.5 和6・4
笠田	かつらぎ町笠田東215-2	36	無	有(町営)	2DK	DK4 和3・4
西ノ島	橋本市高野口町大野496-1	24	無	無	2DK	DK4 和3・4
野	橋本市野124-7	48	無	有	3DK	DK6 和6・6 洋5
みゆきつじ	橋本市御幸辻41-3	24	有	有	2LDK 3LDK	LDK9.5 和6 洋8 LDK9 和6 洋5.5・5.5

【日高振興局 建設部が管理する県営住宅】

団地名	住 所	戸数	エレベータ	駐車場	主要間取り	
第二吉田	御坊市藤田町吉田260	30	無	無	2DK	DK5 和4・3
下富安	御坊市湯川町富安2330-2	96	無	無	2DK+S	DK4 和6・4.5 洋2
藤田	御坊市藤田町吉田305-2	48	無	有	3DK	DK6 和6・6・4.5
王子	みなべ町北道51-3	18	無	無	2DK	DK5 和4・3

【西牟婁振興局 建設部が管理する県営住宅】

団地名	住 所	戸数	エレベータ	駐車場	主要間取り	
田辺	田辺市上の山2丁目17-56	18	無	無	2DK	DK4 和6・6
新万	田辺市新万24	72	無	有	2DK+S	DK4 和6・4.5 洋2.5
中芳養	田辺市中芳養2117-4	48	無	有	3LDK	LDK8 和6・6 洋5
内ノ浦	田辺市新庄町3042-44	88	無	有	3DK	DK6 和6・6・4.5
西跡之浦	田辺市新庄町2433-3	48	無	有	3DK	DK6 和6・6 洋5
鮎川	田辺市鮎川2596-3	24	無	有	3DK	DK6 和6・6 洋5

【西牟婁振興局 建設部が管理する県営住宅】

団地名	住所	戸数	エレベータ	駐車場	主要間取り	
鮎川第二	田辺市鮎川597-95	40	無	有	3DK	DK7 和6・6 洋5
栗栖川	田辺市中辺路町栗栖川742-5	24	無	有	3DK	DK6 和6・6 洋5.5
文里	田辺市文里二丁目16	32	無	有	3DK	DK4 和6・6・4.5
白浜	白浜町堅田2487-9	14	無	無	2DK	DK5 和4・3
阪田	白浜町阪田37-10 他	48	無	有	3DK	DK4 和6・6・4.5
日置	白浜町日置2041-4 他	48	無	有	3DK	DK4 和6・6・4.5
椿	白浜町椿1061-7	30	有	有	3LDK	LDK12.5 和6・6 洋4
丹田台	上富田町朝来326-152 他	94	無	有	3DK	DK6 和6・4.5 洋3
岡	上富田町岡630-1	29	無	有	2LDK 3DK	LDK12.5 和6 洋6 DK6 和6 洋6・6

【東牟婁振興局 串本建設部が管理する県営住宅】

団地名	住所	戸数	エレベータ	駐車場	主要間取り	
出雲	串本町出雲1061-3	32	無	有	3DK	DK7.7 和6・6 洋5
すさみ	すさみ町周参見2338-2	24	無	有	3DK	DK7 和6・6 洋5
串本	串本町串本1800	24	有	有	2DK 2DK 3DK 3DK	DK8.5 洋6・6 DK8.5 和6・洋6 DK9 洋6・4.5・4.5 DK9 和6 洋4.5・4.5

【東牟婁振興局 新宮建設部が管理する県営住宅】

団地名	住所	戸数	エレベータ	駐車場	主要間取り	
新宮	新宮市緑ヶ丘1丁目1-14	18	無	無	2K	K4 和6・6
丸山	新宮市清水元二丁目3	72	無	有	3DK	DK6 和6・6 洋5
佐野	新宮市蜂伏15-1	48	無	有	3DK	DK7 和6・6 洋4.5
那智勝浦	那智勝浦町天満1-1	18	無	無	2DK	DK6 和6・4.5
宇久井	那智勝浦町宇久井498-1	56	無	有	3DK	DK6 和6・6 洋5
平見	太地町太地1918-2	80	無	有	3DK	DK6 和6・4.5 洋3

※今回募集する募集団地・募集戸数は、別紙「県営住宅入居者募集一覧」のとおりです。

11. 県営住宅に関する問合せ先・申込書送付先

(1) 問い合わせ先

【和歌山県内管理機関および各振興局一覧】

振興局名	住所・電話番号	県営住宅の管理地域
和歌山県 住宅供給公社	〒640-8150 和歌山市十三番丁30 TEL 073-425-6885 FAX 073-422-0733	和歌山市、海南市、岩出市、 海草郡（紀美野町）、紀の川市、橋本市、 伊都郡（かつらぎ町）、有田市、 有田郡（湯浅町・広川町・有田川町）
日高振興局 建設部 総務調整課	〒644-0011 御坊市湯川町財部651 TEL 0738-24-2908 FAX 0738-24-2971	御坊市 日高郡（みなべ町）
西牟婁振興局 建設部 建築課	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1 TEL 0739-26-7922 FAX 0739-26-4114	田辺市 西牟婁郡（白浜町・上富田町）
東牟婁振興局 串本建設部 総務用地課	〒649-3510 東牟婁郡串本町サンゴ台783-8 TEL 0735-62-0757 FAX 0735-62-5390	西牟婁郡（すさみ町） 東牟婁郡（串本町）
東牟婁振興局 新宮建設部 総務調整課	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘2丁目4-8 TEL 0735-21-9624 FAX 0735-21-9643	新宮市 東牟婁郡（那智勝浦町・太地町）

(2) 申込書送付先

別添の封筒に申込用紙を同封のうえ、お申込みください。

和歌山県住宅供給公社
県営住宅グループ

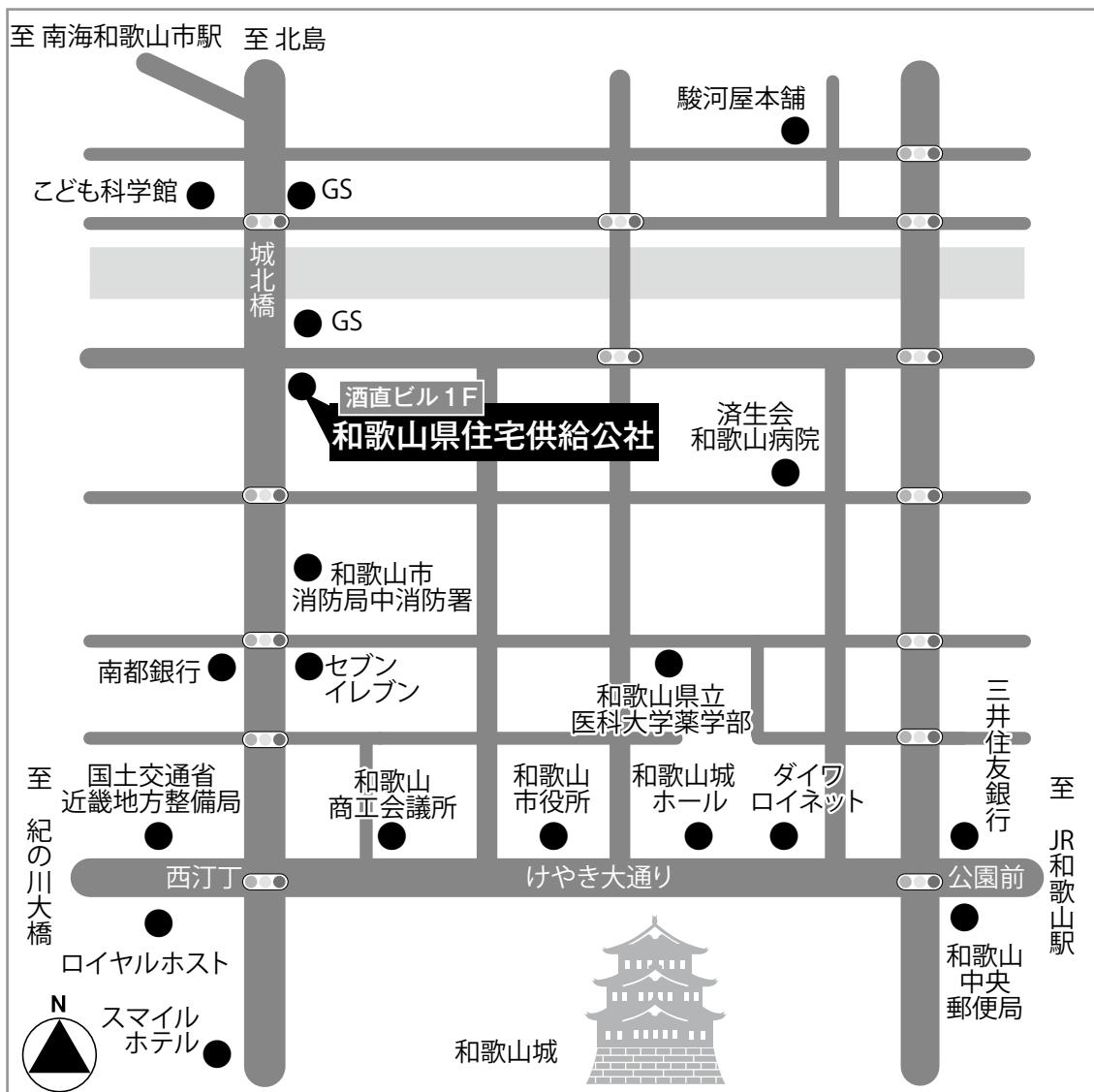
和歌山市十三番丁 30 番地 酒直ビル 1 F

駐車場使用料

駐車場の所在地域	1区画の月額
(1)和歌山市	3, 210円
(2)和歌山市以外の市 (田辺市鮎川及び田辺市中辺路町栗栖川の区域を除く。)	2, 570円
(3)上記以外の区域	2, 250円

※駐車場の使用料金は、県使用料及び手数料条例の改正等により、
変わることがあります。

案 内 図



和歌山市十三番丁30番地
酒直ビル1F